

## ●香川県告示第263号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和4年9月16日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 保安林の所在場所

丸亀市広島町立石字上分953番、956番、964番、1031番、1033番、1216番、1217番、広島町江の浦字西の手1764番2、1888番、1902番、1903番、1911番、1921番、1923番、1926番、1927番、1932番、1934番、1935番、1939番から1943番まで、1946番、1952番2、1954番から1956番まで、1959番、1960番、1977番9、1981番2、1994番から1999番まで、2002番2、2012番2、2035番2、2037番から2043番まで、2044番2、2046番、2047番2、2168番から2171番まで、2176番、2182番、字鳴子2186番から2191番まで、2203番、2204番、2208番、2213番、2214番、2216番、2217番、2220番、字大戸2471番から2474番まで、2512番、2513番、2514番1、2516番から2518番まで、2519番2、2531番、2532番1、2535番、2537番、2540番、2541番、2547番、2548番、2553番から2555番まで、2558番、2559番、本島町生ノ浜字延崎283番から285番まで、289番、字浦内290番、本島町大浦字宮小路489番から494番まで、字天皇小路497番1、498番、562番2、564番、566番、574番から576番まで、707番、708番、712番2、713番2、727番から729番まで、808番1、810番、815番から817番まで、832番から847番まで、858番から863番まで、865番から870番まで、891番1、字不動通1039番1、1104番、1120番、1127番、1137番から1143番まで、1145番、1156番、1158番から1164番まで、1167番から1169番まで、1173番、1174番、1196番、1197番、字薬師通1214番、1215番、1225番2、1237番、1238番、1241番から1243番まで、本島町笠島字西ノ浦613番2、字高無坊1040番1（次の図に示す部分に限る。）、本島町泊字乙松ヶ浦841番2（次の図に示す部分に限る。）、913番から920番まで、921番1、922番から928番まで、929番1、930番1、931から935まで、936番1、本島町小阪字小阪937番1、938番1、939番から945番まで、947番から950番まで、951番1、952番1、953番1、958番1、959番から964番まで、965番1、965番3、972番、977番、1119番1から1119番14まで、1126番、1386番1、1386番39、1386番40、1390番17から1390番52まで、1390番55から1390番57まで、土器町東四丁目178番・181番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、土器町東五丁目935番、936番（次の図に示す部分に限る。）、977番、979番、1004番、1009番、1077番、1079番、1112番、1114番・1236番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、飯野町東分字山下555番12、570番8、570番12

### 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 3 当該変更に係る指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広島町江の浦字西の手1764番2、1888番、1902番、1903番、1911番、1921番、1923番、1926番、1927番、1932番、1934番、1935番、1939番から1943番まで、1946番、1952番2、1954番から1956番まで、1959番、1960番、1977番9、1981番2、1994番から1999番まで、2002番2、2012番2、2035番2、2037番から2043番まで、2044番2、2046番、2047番2、2168番から2171番まで、2176番、2182番、本島町小阪字小阪937番1、938番1、939番から945番まで、

947番から950番まで、951番1、952番1、953番1、958番1、959番から964番まで、965番1、965番3、972番、977番、1119番1から1119番14まで、1126番、1386番1、1386番39、1386番40、1390番17から1390番52まで、1390番55から1390番57まで、土器町東四丁目178番・181番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、土器町東五丁目935番、936番（次の図に示す部分に限る。）、977番、979番、1004番、1009番、1077番、1079番、1112番、1114番・1236番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、飯野町東分字山下555番12、570番8、570番12

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び丸亀市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）